

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から47年10月まで
② 昭和50年7月から51年3月まで

私の国民年金への加入手続は、昭和44年10月末に妻子と共にA町へ帰郷した時に、亡き父親がしてくれ、国民年金保険料は父親が、自身の保険料を納付したときに一緒に納付してくれたと思う。

父親は当時、町の委員を委託されるなど役場への出入りも多く、私の国民年金に未加入期間や国民年金保険料の未納があれば、役場の職員から何らかの申出があったと思うので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、9か月と比較的短期間である上、申立人は、当該期間以後は国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているとおおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和52年3月26日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、A町の国民年金被保険者名簿兼検認カードから、申立人及びその妻は、当該期間の直後である52年4月以降の保険料を同日に納付していることが確認できる上、妻は当該期間を含む49年4月から51年3月までの保険料を過年度納付していることから、父親が、妻の保険料を過年度納付していながら、申立人の保険料を未納のままにしたとは考え難い。

2 申立期間①については、オンライン記録から、申立人及びその元妻も、国民年金の未加入期間とされている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該期間については納付書が作成されず、申立人が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の納付状況等を確認することができない上、父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日、資格喪失日に係る記録を33年8月16日とし、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年8月16日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間に係る加入記録が無い旨の回答があった。

昭和32年に高校を卒業後、A株式会社には正社員として勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び複数の同僚等の証言から、申立人は、申立期間においてA株式会社に正社員として勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人は「同じ高校卒業の先輩が2年前に3人、A株式会社に入社していたが、自分が入社した時には退職していた。」と述べているところ、同僚等からは申立人と同じ高校卒業で、同職種の前任者が勤務していた旨の証言が得られており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該前任者についても、申立期間の前の期間において厚生年金保険の加入記録が存在している。

加えて、取締役は、「正社員は厚生年金保険に加入していた。」と証言しているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間における厚生年金保険被保険者数は最少6人から最多でも8人となっており、連絡の取れた同僚等が回答している当時の正社員の数（6人から10人程度）とおおむね一致している上、正社員（高校新卒者）の同僚からは勤務開始時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期が異なっている

旨の証言は無いことから、当時、同社では、すべての正社員を勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は昭和48年8月1日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており確認できないが、申立期間における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年4月から33年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から54年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から54年11月まで
昭和44年9月に婚姻し、それまで勤務していた会社を45年6月に退職した後、A市役所で国民年金への加入手続を行い、3か月ごとに国民年金保険料を納付していた。

父親が早くに亡くなった後、年金の無い母親の苦労や生活の困窮を見てきたので、年金には特にこだわりがあり、申立期間の記録が国民年金の未加入になっていることは納付できないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月ころに、国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、55年1月18日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、任意加入期間であることから、さかのぼって加入することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当時納付していたと主張する保険料の金額は、当時の保険料額と大きく相違しているなど、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 63 年 3 月まで
昭和 63 年 4 月ころ、20 歳以上の者が国民年金に加入しなければならなくなったので、母親が A 市役所で私の国民年金への加入手続をしてくれた。その時に、同市役所の係の人に「20 歳からの国民年金保険料を支払っても良い。」と言われたため、金融機関で申立期間の国民年金保険料を全額納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月ころに、申立人の母親が国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の国民年金被保険者資格の取得年月日から、平成 2 年 4 月ころと推認でき、その時点では、申立期間のほとんどの期間は時効により保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、「亡き父親から 20 万円を借りて、国民年金保険料を納付した。」と述べているが、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する昭和 63 年 4 月及び申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 2 年 4 月の時点では、いずれの時期においても時効に関係なく未納期間の保険料をさかのぼって納付することができた特例納付実施期間ではない上、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額は 45 万 1,680 円となり、母親が納付したとする納付金額とは大きく異なっている。

さらに、申立人は、自身の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年12月まで

期間をはっきり覚えていないが、昭和53年から55年ころにかけて有限会社A（後に、株式会社Aに変更）に正社員として勤務し、建築工事の監督をしていた。2級建築士の資格を持っているので、建築確認等も行っていった。同僚も自分が働いていたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から申立人が有限会社Aの建売住宅の建築現場で働いていたことは確認できるものの、雇用保険の加入記録によれば、昭和53年4月1日（取得）から54年4月12日（離職）までの期間について、同社グループ会社の有限会社Bにおいて加入している記録となっており、54年4月16日（取得）から同年12月20日（離職）まで、及び55年1月21日（取得）から同年12月13日（離職）までの期間については、当該グループ会社とは別事業所において加入している記録となっていることから、申立期間において申立人が申立事業所に勤務していた事情はうかがえない。

また、申立事業所及びそのグループ会社（2社）が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和54年5月1日であるところ、申立事業所及び有限会社Bの元事業主からは「昭和53年の暮に、グループ会社3社が同じ建物に移転し従業員も増やしたので厚生年金保険の適用事業所になった。3社は一体となって仕事をしてしたが、会社を移転する前は事務員がいなかったので、すべて自分がしていた。当時の給料台帳などは残っていないが、会社が厚生年金保険に加入していないのに、社員の給料から保険料を引かないと思う。」との証言を得ている。

さらに、株式会社Aの同僚は、「私が入社したのは昭和54年3月ころだったと思うが、厚生年金保険料を給料から引かれたのは同年5月からだった。」と証言している。

なお、C市の国民健康保険加入履歴によると、申立人は昭和53年1月5日から平成2年9月1日までの期間において国民健康保険に加入している記録となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月18日から同年4月1日まで

A株式会社には、兄の知人の紹介で勤務することになった。会社から保険関係の加入について説明があり、農閑期に3か月間の雇用契約を結び勤務し始めた。給料は現金で受け取っており、給与明細書では厚生年金保険料等が控除されていた記憶がある。

自分は、他の炭鉱にも勤務したことがあり、1か月、2か月の勤務でも厚生年金保険の加入記録があるため、A株式会社でも3か月間の契約ではあるが、当然加入していたものと考えていた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社では、ハライの仕事に従事していた。ヘルメットに番号が記されていて、その番号で呼ばれていた。」と述べているところ、申立事業所において厚生年金保険加入記録のある複数の従業員からは、「当初から季節的な雇用と分かっている者をA株式会社で直接雇用することはなかった。」、「ハライという仕事には正社員は従事しておらず、ヘルメットには番号ではなく名前が書いてあった。社員が番号で呼ばれることはなかった。」との証言を得ており、申立人が唯一名前を挙げた同僚（班長）については、名字のみの記憶であり、特定できないことから、同社に勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主や同僚等の供述も得られないことから、申立人の厚生年金保険の適用について確認できる

関連資料は無い。

なお、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間について社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、株式会社Aでの加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、飲食店を経営する株式会社Aで支配人として働いていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として名前を挙げた9人のうち連絡の取れた3人が、それぞれ申立期間ころに、「株式会社A」で働いていたと回答しており、このうち一人は申立人と一緒に働いていたと証言していることから、申立人が同事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、「株式会社A」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、同事業所に係る商業登記簿謄本も見当たらない。

また、同僚の一人は、「株式会社Aの社長から、当分の間、健康保険には加入できないと言われたことを覚えている。」と証言していることから、同事業所は適用事業所としての手続を行っていなかったものと推認される。

なお、申立期間中の厚生年金保険料の控除については給与計算をしていた事業主は亡くなっているため確認できず、申立人及び同僚からも保険料控除の資料や明確な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 62 年 9 月まで
公共職業安定所の紹介で、有限会社Aで職業訓練し、6 か月経過後に正社員として採用するとの条件で、冷凍食品加工の製造員として勤務した。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、申立人が、申立期間において有限会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人、同僚及び事業主の証言から、有限会社Aの申立期間当時の従業員数は15人前後であったものと考えられるところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における厚生年金保険の被保険者数は最少6人から最多でも8人となっており、当時、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が複数存在していたものと考えられる。

さらに、申立人が、記憶していた同職種の同僚4人についても有限会社Aにおける厚生年金保険の加入記録が存在しない上、申立人及び同僚は、「申立期間当時、冷凍食品加工の製造員は男性の調理師1人と女性製造員が7人位勤務していた。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における女性の被保険者数は、役員及び事務員を合わせて最少で1人、最多でも3人であることから、女性製造員は厚生年金保険に加入しないまま勤務していたものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。